



保険・年金・医療



国民健康保険
後期高齢者医療制度

国民健康保険

問 国保年金課 ☎ 20-1503

すべての国民は、何らかの医療保険に加入することが義務づけられています(国民皆保険制度)。職場の健康保険(社会保険・共済・組合保険など)に加入していない方は、市町村の運営する国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険に加入または脱退するときは、世帯主が14日以内に届け出をしてください。

こんなとき		届け出に必要なもの	
国保に加入するとき	市外から転入してきたとき	転出証明書	個人番号カード または 通知カード(※1) + 本人確認書類(※2)
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書または退職証明書	
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	市外に転出するとき	保険証	
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険両方の保険証(職場の保険証が未交付のときは加入証明書)	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの	
そのほか	国保の加入者が亡くなったとき	保険証、保護開始決定通知書	
	生活保護を受けるようになったとき	保険証	
	市内で住所が変わったとき	保険証、在学証明書	
	世帯主や氏名が変わったとき	使えなくなった保険証	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき		
就学のために、別の住所を定めるとき			
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき			

※1 個人番号カード、通知カードは申請者と該当者のものが必要です。
※2 公的機関が発行する運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの証明書

加入の届け出が遅れると

加入の資格が発生した時点でさかのぼって国民健康保険税を納付しなければなりません。また、保険証がないと、医療費は全額自己負担となります。

脱退の届け出が遅れると

国保の資格がなくなった後に国保で診療を受けた場合には、国保で負担した分の医療費を返していただくことになります。

国保の主な給付

- 医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合
義務教育就学前……………2割
義務教育就学後～70歳未満……………3割
70歳以上…2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)
※現役並み所得者3割
- 高額療養費
医療費の自己負担が高額になった場合、申請して認められると、定められた限度額を超えた分が支給されます。

●高額介護合算療養費

1年間(8月から翌年7月)の医療費の自己負担と介護保険制度のサービス利用料が高額になった場合、申請して認められると、定められた限度額を超えた分が支給されます。

●出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産費42万円(産科医療補償制度非加入の分娩機関の場合40万4千円)が支給されます。

●療養費

いったん全額負担となりますが、申請して認められると自己負担額を除いた額が後から療養費として支給されます。
・やむを得ない理由で保険証を持参しないで受診したとき
・コルセットなどの治療用器具を作ったとき
・はり、きゅう、マッサージの施術を受けたとき
・生血を輸血したときの費用がかかったとき
・海外に渡航中、治療を受けたとき

●葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方の申請により葬祭費5万円が支給されます。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

「限度額適用認定証」は医療機関ごとの医療費の窓口負担

が自己負担限度額までにとどめられます。「標準負担額減額認定証」は食事療養費の窓口負担額が軽減されます。認定証の交付には申請が必要です。

保健事業

●特定健康診査

40歳以上75歳未満の方を対象として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病を予防するための健診を実施しています。

●短期人間ドック費用の助成

市では、増加傾向にある生活習慣病の予防と健康管理を目的として、短期人間ドックの費用の一部を助成しています。

対象者

- ・茂原市の国民健康保険の加入期間が継続して1年以上の方
- ・満35歳以上75歳未満の方
- ・納付期限の到来している保険税を完納している世帯の方
- ・同じ年度内に市で実施している特定健康診査を受診していない方(すでに市で実施している特定健康診査を受診された方は、人間ドックの助成は受けられません)

後期高齢者医療制度

問 国保年金課 ☎ 20-1503

75歳以上の方や65歳以上75歳未満の一定の障害のある方で、申請により広域連合から認定を受けた方が対象の医療保険制度です。

対象(被保険者)になるとき

- ・75歳の誕生日当日
- ・65歳以上75歳未満の一定の障害がある方は、届け出により千葉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

保険証の交付

誕生月の前月末までに、簡易書留郵便にて郵送します。

後期高齢者医療保険制度の主な給付

- 病気やけがの治療
かかった医療費の1割または3割で受診できます。
- 入院したときの食事代
1食分として定められた負担額で済みます。
- 療養病床に入院したときの食事代・居住費
1食分、1日分として定められた負担額で済みます。
- 高額療養費
医療費の自己負担が高額になった場合、申請して認められると、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは、広域連合から通知されます。
- 高額介護合算療養費
1年間(8月から翌年7月)の医療費の自己負担と介護保険制度のサービス利用料が高額になった場合、申請して認められると、定められた限度額を超えた分が支給されます。
- 訪問看護療養費
かかった費用の1割または3割の負担で受けられます。

※助成の回数は、同一人につき毎年4月1日から翌年3月31日までの間において1回を限度とします。

助成金額

市で指定する医療機関で定めた検査費用の7割を市で負担します。ただし、7万円を限度とします。

※ピロリ菌検査、骨密度検査など、市の助成対象とならない検査項目は、全額自己負担となります。

申請方法

ご自分で医療機関への予約手続き後、人間ドックを受診する2カ月前から2週間前までに人間ドック利用承認申請書を国保年金課または本納支所に提出してください。その際、保険証と印鑑をお持ちください。

人間ドック受診予定日の10日前ごろまでに、人間ドック利用承認書を郵送します。

※助成対象医療機関は、国保年金課へお問い合わせください。(国保年金課ウェブページに一覧で掲載しています)

国民健康保険税

国民健康保険税は、世帯主に納税義務があり、税額は所得割・均等割・平等割の計算によって算出されます。

※平成30年4月1日現在の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

●療養費

いったん全額負担となりますが、申請して認められると自己負担額を除いた額が後から療養費として支給されます。

- ・やむを得ない理由で保険証を持参しないで受診したとき
- ・コルセットなどの治療用器具を作ったとき
- ・はり、きゅう、マッサージの施術を受けたとき
- ・生血を輸血したときの費用がかかったとき
- ・海外に渡航中、治療を受けたとき

●葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方の申請により葬祭費5万円が支給されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証

被保険者と同じ世帯の世帯主すべての方の住民税が非課税の場合、入院時の医療費の自己負担額と食事代の窓口でのお支払いが減額されます。

なお、制度の変更により平成30年8月診療分から、「現役並み所得者Ⅱ」、「現役並み所得者Ⅰ」の方は、新たに限度額適用認定証の対象となります。認定証の交付には申請が必要です。

保険料

被保険者(加入者)全員一人ひとりに保険料をお支払いいただきます。保険料を決める基準は2年ごとに見直されます。

●保険料の算定

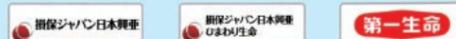
保険料は全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

●保険料の納付方法

①特別徴収(年金からの天引きによる納付)

年金が年額18万円以上の方は年金支給(偶数月)の際に保険料が年金から天引きされます。

地域密着型の保険代理店



エリアマップ4図 B-2

TEL. 0475-27-5001

〒297-0023 茂原市千代田町2-5-1

営業時間/9:00~17:00

定休日/土・日・祝

定休日や時間外にも

対応可能な職員がおります。



保険・年金・医療



介護保険
予防接種・健診 ほか

※特別徴収は、申し出により口座振替による支払いに変更することができます。

※介護保険料と合わせた保険料額が、1つの特別徴収対象年金額の2分の1を超えるときは普通徴収となります。

②普通徴収(納付書による納付)

市から郵送される納付書や口座振替により、金融機関(銀行や郵便局)を通じて納めてください。納期は7月から翌年2月までの8回です。

保健事業

●健康診査

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や健康の保持・増進のため、無料で健康診査を受診できます。方法は、市が契約する長生郡市内の医療機関で受診する個別健診と、市内公共施設で受診する集団健診のどちらかです。

●短期人間ドック検査費用助成

市では、疾病の早期発見・予防のため、保険料の未納がない方などを対象に人間ドック検査費用の助成を実施しています。助成対象は、市が契約する医療機関で検査をした費用に限られます。(助成限度額3万円)

※詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

④申請・届け出が必要なもの

内 容	申請・届け出に必要なもの
保険証の再交付	公的機関が発行する運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの証明証
高額療養費支給申請	保険証・印鑑・領収書・振込先口座のわかるもの
高額介護合算療養費支給申請	保険証・印鑑・振込先口座のわかるもの
療養費支給申請	内容により添付書類が異なりますのでお問い合わせください。
葬祭費支給申請	会葬礼状または葬儀の領収書・振込先口座のわかるもの・印鑑
限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請	保険証・印鑑
後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書	印鑑・口座振替申込書
健康診査の申し込み	お電話でご連絡ください
短期人間ドック利用承認申請書	保険証・印鑑・検査日のわかるもの

※平成30年4月1日現在の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

↓
⑤ケアプランの作成 要介護1～5の方は「居宅介護支援事業者」に、要支援1、2の方は「地域包括支援センター」に、それぞれケアプラン作成を依頼し、担当のケアマネジャーが決まります。

↓
⑥サービス利用開始 事業者と契約し、サービス利用を開始します。利用者負担は本人の収入などにより原則費用の1割～3割(介護保険負担割合証に明記)です。ただし、施設を利用した場合の居住費・食費などは自己負担となります。

介護保険で利用できるサービスの例

●在宅サービス

- ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導
- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
- ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売 ・住宅改修

●施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- 地域密着型サービス・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・認知症対応型通所介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)
- ・小規模多機能型居宅介護

そのほか介護保険で利用できる制度

●特定入所者介護サービス費

介護保険施設や短期入所生活介護などを利用する際の居住費および食費について、所得に応じて自己負担の上限が設けられます。申請が必要です。

●高額介護サービス費

自己負担分が一定額を超えた場合は、その超えた分が払い戻されます。対象者には市から通知します。

●高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が一定額を超えた場合は、その超えた分が後から支給されます。詳しくは、医療保険の保険者にお問い合わせください。

介護保険

問 高齢者支援課 ☎20-1572

介護保険制度は、介護や支援を必要とされる本人や家族の負担を社会全体で支え合うためにつくられた制度です。

利用できる方は、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳の方(第2号被保険者)のうち老化が原因とされる病気(特定疾病)と認められた方です。

④介護保険料について

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みであることから、原則としてすべての65歳以上の方と、40歳から64歳までの医療保険に加入されている方に、保険料を負担していただくこととなります。

●65歳以上の方

世帯の市民税課税状況や本人の所得により、段階区分に分けられます。老齢(退職)年金などの額が年間18万円以上の方は、年金から天引きで納めるのが原則です。(年度の途中で65歳になった方や転入した方は、一定期間までは納付書で納めます。)それ以外の方は、個別に納付書で納めます。

●40歳から64歳の方

それぞれ加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険を通じて、医療保険分と併せて納めます。

介護保険のサービスを受けるには

①要介護(要支援)認定の申請 高齢者支援課または本納支所に、本人や家族が申請します。居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。

↓
②訪問調査 市の職員などが自宅に伺い、訪問調査を行います。また、本人の主治医に市が意見書の記入を依頼します。

↓
③審査・認定審査 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で審査し、要介護状態区分が決められます。

④認定結果の通知

以下の区分に分けて認定されます。
・要介護1～5……………介護サービスが受けられます
・要支援1、2……………介護予防サービスが受けられます
・非該当……………市で行う介護予防事業が利用できません
※申請から認定結果が出るまで、1カ月程度かかります。早めの申請をお願いします。

予防接種、各種健(検)診・相談など

問 保健センター ☎25-1725

こんなとき	こんなサービス	内容
妊娠したい	ママ"カ"アップセミナー	妊娠をこれから考えている方のためのカラダ作りの講座です。
妊娠したら	妊娠・出産に関する相談	保健センター内の「産前産後サポートセンター」にて、保健師などの専門職が相談をお受けします。また、同センターでは、母子健康手帳や妊婦乳児健診受診票をお渡しします。
	母子健康手帳などの交付	
	ママ・パパ教室	出産・育児についての講話を保健師などの専門職が行います。
赤ちゃんが産まれたら	妊婦訪問	保健師・助産師がご家庭を訪問し、相談をお受けします。
	ママのわ	子育て中のママが集まり、悩みを共有するほか、助産師などの専門職が相談をお受けします。
	助産師相談	妊娠中の方および子育て中のママを対象に助産師が個別相談をお受けします。
赤ちゃんが産まれたら	育児パパおとこ塾	妊娠・子育て期を楽しく過ごせる「イクメン」養成講座です。
	赤ちゃん訪問	助産師、保健師、看護師、保育士などがご家庭を訪問し、相談をお受けします。
	赤ちゃんの身体計測と相談	保健センターで赤ちゃんの身長・体重を測り、子育てに関する相談をお受けします。(要予約)
予防接種を受けたいとき	乳児相談、幼児健診	該当する方には、事前に問診票をお送りしています。
	BCG、DT、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、子宮頸がんワクチン、4種混合(DPT-IPV)、日本脳炎、高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、B型肝炎	出生時や転入時に、また、広報紙などで詳細をお知らせしています。※お問い合わせは健康管理課☎20-1574
成人の健康診査を受けたいとき	特定健診・各種がん検診(肺・胃・大腸・乳・子宮・前立腺)・骨粗しょう症予防検診・肝炎ウイルス検診	各種検診のお知らせ(各戸配布)、広報紙などで詳細をお知らせしています。※お問い合わせは健康管理課☎20-1574
成人の健康について知りたいとき	健康相談(一般健康相談・こころの健康相談)・健康教室(健康フライデー)・家庭訪問	健康についての相談や講話、および家庭訪問を行います。
成人の歯について知りたいとき	歯科相談・妊婦歯科検診・歯周病検診・在宅寝たきり者等歯科保健事業	広報紙や市公式ウェブサイトなどで詳細をお知らせしています。
食生活や栄養について知りたいとき	栄養相談	保健センターにおいて毎月第1月曜日10時～16時に栄養相談を実施しています(要予約)。そのほか、窓口・電話でも随時お受けします。

福祉 エリアマップ2図 B-5

社会福祉法人 【支えあいの輪をひろげよう】

茂原市社会福祉協議会

介護サービス・障害福祉サービスなど、利用希望の方はご相談ください。

■茂原市保13-20 (茂原市総合市民センター内)
 ■TEL:0475-23-1969 ■FAX:0475-23-6538
 ■営業時間/8:30~17:15 ■定休日/土曜、日曜、祝日、年末年始
 ■URL:http://www.mobara-shakyo.or.jp/

FUKUZOKUN

あり

デイサービス エリアマップ6図 B-4

機能訓練特化型 3時間デイサービス

GENKI NEXT《ゲンキネクスト》茂原本納

ご利用者様、お一人お一人の体に合わせた機能訓練を行うことで介護度が進まないようになります。辛い体のケアに足浴や低周波治療器等もおすすめです。

■茂原市目911-5 ■TEL:0475-36-3650 ■FAX:0475-36-3652
 ■営業時間/8:00~17:30 ■定休日/日曜
 ■URL:https://kaigo-next.com/search/detail/899/
 ■E-mail:benkyodo@ark.ocn.ne.jp

あり



保険・年金・医療

医療（病院）



国民年金
茂原市内医療機関一覧

国民年金

問 国保年金課 ☎20-1503

こんなとき	どうする	届出先	必要なもの
国民年金に入る・やめる ほか			
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者▶国保年金課・本納支所 第3号被保険者▶配偶者の勤務先	印鑑、国民年金被保険者加入届
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)	国保年金課・本納支所	印鑑、退職した年月日の分かる書類、年金手帳
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	本人・配偶者の年金手帳、印鑑
配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	国保年金課・本納支所	配偶者の扶養から外れた年月日の分かる書類、年金手帳
配偶者が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先	本人・配偶者の年金手帳、印鑑
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	千葉年金事務所(茂原分室)	印鑑、顔写真付きの身分証明書(運転免許証など)
保険料を納める			
口座振替を開始・停止・変更するとき	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局・農協・漁協・信用組合・信用金庫・労働金庫・千葉年金事務所(茂原分室)	印鑑(金融機関・郵便局の届出印)、預貯金通帳
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	千葉年金事務所(国民年金課)	年金手帳
保険料を納めるのが困難なとき	全額・半額・4分の1・4分の3の免除申請をする	国保年金課・本納支所	印鑑、年金手帳
50歳未満で保険料を納めるのが困難なとき	納付猶予の申請をする	国保年金課・本納支所	印鑑、年金手帳
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	国保年金課・本納支所	印鑑、学生証
年金をもらう			
65歳になったとき (60歳から繰り上げ請求ができる)	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号被保険者期間のみ▶国保年金課・本納支所 第3号被保険者期間を含む▶千葉年金事務所(茂原分室)	印鑑、預貯金通帳、年金手帳 ほか
病気やけがで障害が残ったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第1号被保険者▶国保年金課 初診日に第3号被保険者▶千葉年金事務所(茂原分室) 20歳前に障害になった場合▶国保年金課	印鑑、預貯金通帳、年金手帳 ほか
死亡したとき	国民年金加入中▶遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	国保年金課・本納支所	印鑑、預貯金通帳、年金手帳 ほか

※平成30年4月1日現在の内容です。制度改正により変更となる場合があります。
※届け出には公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書が必要になります。

- 千葉年金事務所茂原分室 市役所1階に開設されています／執務時間＝8時30分～17時15分／業務内容＝年金相談、年金給付の裁定請求書等の受付、年金証書・改定通知書等の再交付など／☎23-2530
- 千葉年金事務所 ☎043-242-6320

茂原市内医療機関一覧(50音順)

医療機関名	電話番号	住所	地図座標
1 あげがみ眼科	26-7774	高師台2-5-1	1図C-2
2 伊藤医院	47-2829	高師884	3図E-1
3 今井眼科医院	22-3434	高師810	4図A-1
4 鶴澤医院	34-2008	本納1909	6図A-3
5 鶴沢外科内科クリニック	34-2496	本納1922	6図A-3
6 大木医院	23-2546	早野463-3	3図A-5
7 大塚内科	23-6121	八千代3-3-3	4図B-4
8 介護老人保健施設 つくも苑	25-5335	六ツ野1841	11図C-1
9 金坂医院	22-4885	中善寺468	12図C-1
10 きたじまクリニック	26-7050	大芝821	13図B-1
11 君塚病院	25-1811	高師2-8	1図D-3
12 國松眼科	47-3800	六ツ野2596-2	11図D-3
13 河野小児科医院	23-2115	千町1869	9図D-5
14 公立長生病院	34-2121	本納2777	6図A-5
15 さかい泌尿器科医院	27-3100	小林2420	8図E-5
16 さくら皮膚科	22-7828	千代田町1-4-2 ピュアハイツ101	4図B-2
17 佐藤江沢耳鼻咽喉科	23-2409	萩原町3-102	9図A-5
18 栄倉病院	24-2171	高師687	4図B-3
19 清水三郎医院	25-0776	東郷1691	2図E-2
20 菅原病院	25-1171	高師町2-2-1	4図B-1
21 杉田耳鼻咽喉科医院	22-2443	千代田町2-8	4図A-3
22 鈴木医院	22-2630	茂原143	3図D-2
23 鈴木神経科医院	22-2211	高師82	1図D-4
24 須田外科・歯科医院	23-7748	高師2208-3	1図D-2
25 すだ内科医院	24-7717	高師2166	1図D-1
26 高田整形外科医院	22-0111	緑ヶ丘4-3-5	10図B-1
27 永吉の眼科	22-5459	上永吉732	12図E-2
28 富士見クリニック	20-2585	東郷2000	2図D-3
29 ポプラクリニック	23-3111	高師1017	1図D-5
30 前田内科・眼科	27-2888	木崎321-5	11図B-3
31 牧野医院	24-2222	千代田町2-1-1	4図B-2
32 三上小児科医院	22-7001	小林2632-1	8図E-4
33 宮本内科医院	22-3770	緑ヶ丘4-3-3	10図B-1
34 宮山医院	22-4873	腰当1410	8図E-3
35 むなかたクリニック	44-5155	大芝599-1	11図B-5
36 茂原機能クリニック	25-7755	六ツ野1834-1	11図C-1
37 茂原クリニック	25-8881	大芝114-1	11図C-5
38 茂原神経科病院	23-6222	町保34	2図B-4
39 茂原中央病院	24-1191	下永吉796	11図B-5
40 矢原耳鼻咽喉科医院	22-6677	高師町2-7-2	4図A-1
41 山之内病院	25-1131	町保3	4図C-2
42 鎗田整形外科医院	24-8686	道表3	1図C-5
43 吉田医院	34-3045	法目784	6図B-4
44 渡辺医院	27-7733	長尾2592	9図A-4

※了解をいただいた医療機関のみを掲載しています。

長生都市夜間急病診療所

診療時間(受付時間 毎日19時45分～22時45分)
20時～23時 内科・小児科(初期診療)
八千代1-5-4 ☎24-1010 【エリアマップ3図E-3】
テレフォン案内
19時～22時45分 長生都市夜間急病診療所のご案内
22時45分～翌6時 救急当番病院(内科・外科)のご案内
☎24-1011

日曜・休日当番医

診療時間
9時～17時
お問い合わせ
消防本部 ☎24-0119

こども急病電話相談

お子さんの急な病気で心配なとき、看護師・小児科医が電話でアドバイスします。
#8000(プッシュ回線・携帯電話)
☎043-242-9939
相談日時
毎日19時～翌6時

救急安心 電話相談

医療機関に受診するか迷ったとき、救急車を呼ぶか迷ったときにご相談ください。
#7009(プッシュ回線・携帯電話)
☎03-6735-8305
相談日時
平日・土曜18時～23時
日曜・祝日 9時～23時

こどもの救急ホームページ

お子さんの急な病気で心配なとき、医療機関を受診した方がいいか、Q & Aで判断の目安を提供しています。
URL
http://kodomo-qq.jp
検索ワード

こどもの救急 検索



さかい泌尿器科医院
TEL:0475-27-3100

茂原市小林2420 エリアマップ8図 E-5

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	○	○	○	/	○	○	/
15:00～17:30	○	○	/	/	○	/	/